

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
たるときは、
翌日)

目 次

- ◇訓 令 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 字の区域の変更
保険薬剤師の登録
昭和六十年度地籍調査事業計画の決定
土地改良事業の認可申請の適否の決定 (五件)
土地改良事業の認可 (三件)
土地改良法による換地処分
公有水面の埋立ての免許の出願
開発行為に関する工事の完了 (二件)
鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正
政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇公安告示 遊技機の型式の認定

訓 令

鳥取県訓令第五号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程(昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第四中「倉吉高等看護学院」を「倉吉総合看護専門学校」に、「麻検定所」を「蚕業指導所」に改める。

附 則

この訓令は、昭和六十年七月十二日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見(蔵本前)地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十八年八月二十四日現在の地番による。）
御内谷字アング デ	御内谷字アングデのうち三九三の一部、三九四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 御内谷字今渡四六八の一部、四六八の二の一部、四七一の二の一部、四七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
御内谷字今渡	御内谷字アングデ三九三の一部、三九四の一部及びこれらと一体をなす国有地 御内谷字真ノケ峠四〇二の二の一部、四〇二の三の一部 御内谷字今渡のうち四六八の二の一部、四六八の二の一部、四七一の二の一部、四七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 御内谷字三所田四八三の七と一体をなす国有地の一部
御内谷字真ノケ 峠	御内谷字真ノケ峠のうち四〇二の二の一部、四〇二の三の一部以外の区域
御内谷字大蔵手	御内谷字大蔵手のうち四五三の一部以外の区域
御内谷字蔵本中 道ノ下	御内谷字大蔵手四五三の一部 御内谷字三所田四七六の一部、四七七及びこれらと一体をなす国有地の一部 御内谷字蔵本中道ノ下の全域
御内谷字三所田	御内谷字大蔵手四五三の一部

御内谷字三所田のち四七六の一部、四七七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四八三の七と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第七百三十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
三 枝 孝 志	鳥薬第五八〇号	昭和六十年六月十九日

鳥取県告示第七百三十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和六十年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行 う者の 名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調 査 面 積 (平方キ ロメ ートル)
佐治村	八頭郡佐治村大字尾際、大字福園、大字中及び大字栃原の各一部	昭和六十一年三月三十一日まで	十三・〇三
泊村	東伯郡泊村大字宇谷及び大字園の各一部	昭和六十一年三月三十一日まで	四・五七
大栄町	東伯郡大栄町大字西園、大字東園及び大字原の各一部	昭和六十一年三月三十一日まで	二・五一

鳥取県告示第七百三十二号

鴨ヶ池土地改良区が行う土地改良事業（ため池等整備事業福万地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年七月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び米子市河岡五鴨ヶ池土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十三号

西伯町土地改良区が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業西伯（江原）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年七月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場及び西伯郡西伯町大字法勝寺三七二西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十四号

西伯町が行う土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業小原地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年七月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
西伯町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十五号

西伯町が行う土地改良事業（ため池等整備事業馬場地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和六十年七月十三日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
西伯町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第七百三十六号
- 岸本町が行う土地改良事業（ため池等整備事業枋尾地区ため池等整備）

の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年七月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業赤碕（光）地区区画整理）を昭和六十年七月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（ため池等整備事業西谷堤地区ため池等整備）を昭和六十年七月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（ため池等整備事業宮堤地区ため池等整備）を昭和六十年七月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、会見町から同町が行う土

地改良事業に係る会見（蔵本前）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百四十一号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び青谷町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四一―三から同大字字夏泊五五七一までの地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点とを直線で結んだ線、2の地点から5の地点までを順次に通る昭和五十九年の秋分の日満潮位における公有水面と陸地との境界線、5の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 夏泊港防波堤灯台（北緯三五度三一分三八秒東経一三四度〇〇分一秒）から一七四度三〇分二一四・四〇メートルの地点

2の地点 1の地点から五七度〇〇分一三八・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一三八度〇〇分三九・三〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一八四度三〇分六〇・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二四五度四五分九三・二〇メートルの地点

6の地点 5の地点から三一六度二〇分一四・四〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二七〇度〇〇分一〇・七〇メートルの地点

8の地点 7の地点から二二四度〇〇分三・八〇メートルの地点

(三) 面積

一〇、六二七・九六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四一―二地先から同大字字夏泊一九六七―二地先までの陸地及びそれらの地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 夏泊港防波堤灯台から一〇度〇〇分九〇・〇〇メートルの地点

イの地点 アの地点から一四七度三〇分三七〇・〇〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から二三七度〇〇分二一〇・〇〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から三二七度〇〇分三八〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

七八・九八〇・二四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地 約〇・六九七ヘクタール

漁港関連施設用地 約〇・三六六ヘクタール

五 出願年月日

昭和六十年六月二十七日

鳥取県告示第七百四十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年九月二十九日 鳥取県指令受都計第百九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市宗像字妙見山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市富士見町一丁目一

有限会社九重谷銃砲火薬店

代表取締役 九重谷琴江

鳥取県告示第七百四十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年一月十九日 鳥取県指令受米土維八第九百十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市中島字上古地井手添及び字井手中江

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木一一一一一

本城硝子建材商事株式会社

代表取締役 本城貫治

鳥取県告示第七百四十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）

の一部を次のように改正し、昭和六十年七月十五日から施行する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

境西支店		境港市外江町	
境西支店	境港市外江町		
境南支店	境港市竹内町		

を
に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間	昭和59年1月1日～同年12月31日	小 計	18,400円
政治団体の名称	土井寛後援会	政治活動費	
報告年月日	昭和60年6月14日	組織活動費	27,400円
1 収入・支出の総額		機関紙誌の発行費	65,000円
(1) 収入総額	137,947円	その他の事業費	
ア 前年繰越額	17,600円	宣伝事業費	65,000円
イ 本年収入額	120,347円	その他の経費	10,970円
(2) 支出総額	121,770円	小 計	103,370円
2 収入・支出の内訳		合 計	121,770円
(1) 収入の内訳			
寄附（内訳別掲）		政治団体の名称	愛国青年連盟義勇社
個人からの寄附	120,000円	報告年月日	昭和60年6月26日
その他の収入		収入・支出の総額	
10万円未満の収入	347円	1 収入総額	0円
合 計	120,347円	2 支出総額	0円
〔寄附の内訳〕			
個人からの寄附			
その他	120,000円		
(2) 支出の内訳			
經常経費			
備品消耗品費	10,540円		
事務所費	7,860円		

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年七月十二日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類			型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機				
センターコア	シャチ	エキサイトヒーローパートII	エキサイトヒーローパートII	株式会社ニューギン
センターコア	シャチ	エキサイトヒーローパートII	エキサイトヒーローパートII	株式会社ニューギン
センターコア	シャチ	エキサイトヒーローパートII	エキサイトヒーローパートII	株式会社ニューギン